規制の事前評価書

1. 政策の名称

募集又は売出しの判定のための人数通算対象に対するストック・オプションの付与の除外

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 23 年 1 月 28 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性 現状

ストック・オプション (新株予約権証券のうち会社法第 236 条第 1 項第 6 号に掲げる事項が定められているものをいう。以下同じ。) の発行者である会社が、その会社及びその完全子会社の役員・使用人を相手方として、ストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等を行い、これが有価証券の募集又は売出しに該当する場合であっても、当該役員・使用人は当該ストック・オプションに関する情報及びその発行会社に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができるものと考えられることから、開示義務は免除される(金融商品取引法(以下「金商法」という。) 4 条 1 項 1 号)。

一方で、有価証券の募集又は売出しに該当するか否かを判定するため の人数通算規定においては、届出義務が免除されたストック・オプショ ンの募集又は売出しであっても通算の対象となる。

② 問題点

新株予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方が少人数の場合であっても、過去6月(売付け勧誘等の場合は1月。以下同じ。)以内に発行され、又は売付け勧誘等が行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当するストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方の人数との合計が50名以上となる場合は、有価証券の募集又は売出しに該当することとなり、開示義務が生じることとなる。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

現行制度では、情報開示を義務付ける必要性が低いものと考えられるストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等については、開示義務が免除されているが、人数通算規定が適用されることにより、有価証券の募集又は売出しとして、開示規制の対象となる。このため、情報開示の必要性が低い場合について情報開示を求めることにより、発行者に過度な負担を負わせることとなり、適正な情報開示を妨げる要因になりかねないことから、これを解消する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容 金商法施行令第1条の6、第1条の8の3

(3) 規制の新設又は改廃の内容

有価証券の募集又は売出しに該当するか否かを判定するための人数通算において、通算の対象となる有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘からストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等を除外する。

5. 想定される代替案

有価証券の募集又は売出しに該当するか否かを判定するための人数通算において、通算の対象となる有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘から新株 予約権証券の取得勧誘又は売付け勧誘等を除外する。

6. 規制の費用(代替案における費用も含む。)

(1) 遵守費用

① 本案

人数通算の対象となる有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘が、ストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等の場合における、有価証券 届出書の提出に伴う費用が減少する。

② 代替案

人数通算の対象となる有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘が、新株予 約権付証券の取得勧誘又は売付け勧誘の場合における、有価証券届出書 の提出に伴う費用が減少する。

(2) 行政費用

① 本案

(1) ①に記載の有価証券届出書の受理等に伴う費用が減少する。

② 代替案

(1)②に記載の有価証券届出書の受理等に伴う費用が減少する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の費用は発生しない。

② 代替案

ストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等以外の新株予約権 証券も広く対象としていることから、一般投資家が投資判断する上で本 来必要な情報までも、開示されなくなってしまい、投資家保護上問題が ある。

7. 規制の便益(代替案における便益も含む。)

(1) 本案

募集又は売出しの判定のための人数通算の対象から、届出書提出会社及びその完全子会社の役員、使用人等を相手方として行うストック・オプションの取得勧誘又は売付け勧誘等を除外することで、投資家の投資判断にとって、必要性が低い情報が開示されないこととなり、投資家は重要な情報に基づいて、的確な投資判断を行うことができる。

② 代替案

なし

8. 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、募集又は売出しの判定のための人数通算の対象から除外することで有価証券届出書の提出が不要となり、遵守費用、行政費用を減少させることになるほか、投資家の投資判断にとって必要性が低い情報が開示されないこととなり、投資家は重要な情報に基づいて、的確な投資判断を行うことができる。

(2) 代替案との比較

新株予約権証券の発行時のコスト面(遵守費用、行政費用)においては、本案に比べ、人数通算の対象から新株予約権証券の全てを除外する代替案が優ると考えられるが、その他の社会的費用及び便益において、代替案では、本来一般投資家が投資判断をする上で必要となる情報が開示されないことにより、投資家保護上の問題が発生する可能性が高くなる。

これらを総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考える。

9. 有識者の見解その他関連事項 特になし。

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、人数通算の対象範囲等について、投資者保護及び有価証券の円滑な流通の観点から、何らかの弊害が生じると認められるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとする。